

## 特記仕様書

### 暴力団等の排除について

- 1 乙が、この契約の履行期間中に「大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱」(以下「要綱」という)に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- 2 乙は、入札等除外措置を受けている者に、この契約を全部または一部について下請負(二次以降の下請負を含む。以下同じ)をさせ、若しくは受託(二次以降の受託を含む。以下同じ)をさせてはならない。また、入札等除外措置を受けている者等を保証人としてはならない。

また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者(以下「下請負人等」という。)又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約を解除し又は保証人の変更をしなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行にあたり暴力団員等から工事妨害等の不当介入又は下請参入等の不当要求(以下「不当介入」という。)を受けたときは、速やかに、この契約に係る本会監督職員へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また乙は、下請負人等が暴力団員等から不当介入を受けた時は、当該下請負人等に対し、速やかに本会監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- 4 乙は(3)に定める報告及び届出により、本会が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- 5 甲及び乙は、暴力団員等からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講ずることとする。

(甲：社会福祉法人大阪市生野区社会福祉協議会 乙：請負者又は受託者)